

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 南東部開発事業に関する事務調査について（南東部開発事業特別委員長報告）
- 第6 同意第2号 農業委員会委員の任命同意について（町長提出）
- 第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））（町長提出）
- 第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号））（町長提出）
- 第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号））（町長提出）
- 第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第11 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第12 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第13 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第14 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（町長提出）
- 第15 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第3号））（町長提出）
- 第16 議案第28号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第17 議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第18 議案第30号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第19 議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染防止の継続の一つとして、今定例会も3月定例会に引き続き、マスクの着用ということでございます。

この4月、5月は町内外の本当にたくさんの皆さんから、多くのマスクの御寄附を頂いたところでもあります。中にはお孫さんが保育園に大変お世話になったことから、園児用の本当に小さなかわいらしいマスク、手作りマスクですね、御夫婦で一生懸命作っていただいたものも御寄附を頂いたということございまして、しっかりと人と人、そしてまた地域がつながっておるなという感じ入ったところでございます。

ただいまから令和2年第3回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 石井伸弘君及び2番 神谷巧君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長（小島伸也君） 3月定例会以降の報告をさせていただきます。

3月18日、4月15日及び5月20日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月25日に、会計年度任用職員について採用や契約・勤務形態、休暇や社会保険、その他関連事務について適正に行われているか、監査が行われました。

対象事項について、関係書類などの調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、支払い伝票の元となる報酬の内容について、本人の確認を必要とすること、勤務状況通知書が職員と担当課において取り交わされているか及び有給休暇の管理は適正かを確認すること、職務内容の共有化を図るため、職員については定期的に異動させることなどについて検討を要する旨の意見がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月26日、令和元年度第4回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

令和2年度の事業計画と予算1,277万8,000円について、財政調整基金の運用についてなどが原案のとおり可決されました。

令和2年度第1回評議員会の議事については、書面表決となり、町村議会正副議長研修会の講師については、東北大学大学院情報科学研究科准教授の河村和徳氏とすること、公益財団法人岐阜県市町村振興協会理事及び評議員の選任候補者の推薦については、理事を議長会会長の伏屋隆男氏、評議員を議長会副会長 大田貢氏とすること、今後の会議予定については7月から10月までの予定が原案のとおり可決されました。

次に、本巣縦貫道整備促進期成同盟会設立総会が3月30日に行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催はされずに、議事については書面表決となりました。

その議事について、議案第1号では、本巣縦貫道の重要性を鑑み、整備促進を支援するため、瑞穂市、本巣市、北方町が一体となって本巣縦貫道整備促進期成同盟会を設立するものとした設立趣意書（案）について、議案第2号では、当会の目的や事業等を定めた本巣縦貫道整備促進期成同盟会規約（案）について、議案第3号では、当会の会長を本巣市長の藤原勉氏に、副会長を瑞穂市長 森和之氏と北方町長 戸部哲哉氏に、監事を瑞穂市議会議長 藤橋礼治氏と北方町議会議長 安藤浩孝氏とする役員選任についての3つの議案がそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、国道157号整備促進期成同盟会定例総会についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面表決となりました。

第1号議案では、令和元年度事業報告について、第2号議案では、収入総額61万6,089円、支出総額10万2,852円、差引き51万3,237円を令和2年度に繰り越すこととした令和元年度収支決算について、第3号議案では、関係機関に対する要望活動等を実施することとした令和2年度事業計画（案）について、第4号議案では、収入、支出それぞれ62万4,000円で前年比較7,000円の増とした令和2年度収支予算（案）について、それぞれ原案のとおり承認されました。

また、提言決議として、施工実施箇所の事業促進並びに熊河から温見峠を経て長嶺に至る区間の抜本的な改良事業に早期に着工することなどが決議されました。

次に、配付物についてであります。

南東部開発事業特別委員会委員長報告の写しを配付いたしました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は、事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思えます。

○議長（安藤浩孝君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

令和2年第3回北方町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さんには何かと御多用の中、全員の御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

申し上げるまでもなく、世界中でコロナウイルス感染が拡大し、今日現在まで約691万人が感染し、死者は約40万人を超えたということであります。国内においても、1月16日に初めて感染者が発表されてから5か月ほどになりますが、陽性の方は日に30人から50人ほど報告されており、今日現在まで累計で、感染者は1万7,152人、919人の方が亡くなられております。亡くなられた方々には心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、当町においては、今日まで県の方針や近隣市町と歩調を合わせながら町独自の対策、支援などで、臨機応変にその都度対処してまいりました。運よくいまだ一人の感染者も出ていないことには大変喜ばしく思っているところであります。しかしながら、今後とも気を抜くことなく、コロナウイルスとはしっかりと対峙していかなければならないと思っておるところであります。

また、非常事態宣言が解除されたことを受け、先週から制限つきながら公共施設の利用や小・中学校の授業を再開するなど、徐々にではありますが平常を取り戻しつつあります。しかしながら、社会が疲弊しては、私たちの生活は豊かで安定を望むことはかないません。町の活力を取り戻す新たな一石を投じたいと考え、第2次補正の動向を探りながら、消費喚起につながるプレミアム商品券の発行を考えているところであります。内容につきましては、半額程度の金券を満遍なく全戸配付ができるような形で実行したいと思っておるところで、配付の方法、予算や利用店舗、換金方法など、現在細部を煮詰めているところであります。

また、子供たちがこれから気温の高くなる中、マスク着用が義務づけられます。熱中症対策として冷感マスクなどを配付できないか、そのような事業も考えているところであります。いずれも早急に取りまとめて議会にも御相談したいと考えておりますので、その節には御協力が頂けますようよろしくお願いをいたします。

それでは、議長の命によりまして、私のほうからは報告2件、行政報告1件を御報告させていただきます。

初めに、報告第1号 令和元年度北方町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、翌年度にわたって使用する継続費について、継続費繰越計算書のとおり、款10教育費、項1教育総務費、事業名、北方町給食調理場建設事業費7億円を本年度に継続いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により別紙のとおり御報告申し上げます。

なお、事業内容につきましては、本年3月の定例議会において議決を頂いている事業でありますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第2号 令和元年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、繰越明許費繰越計算書のとおり、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、防護柵建設事業600万円及び款10教育費、項1教育総務費、事業名、GIGAスクール関連整備事業費6,969万7,000円を本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、各事業につきましては、本年3月の定例会におきまして議決を頂いている事業でありますから、内容は省略させていただきます。

次に、報告であります。平成31年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家の定例会が、過ぐる3月27日午前10時に岐阜市役所4階の全員協議会室にて行われました。

提案された議案は3件でありました。

第1号議案は、令和2年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてであります。

主な内容は、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ1億2,267万3,000円と定めるもので、この予算総額は前年度より517万2,000円の減額ということになっております。

歳入の主なものは、款1分担金及び負担金で、8,517万5,000円、これは加入市町の運営負担金と障害者通所給付費、給付費負担金であります。款2使用料、手数料で保険診療、福祉医療助成収入などで2,030万2,000円が計上されております。ほかに繰越金が477万円などとなっております。

対しまして、主な歳出につきましては、款1議会費が29万円、款2総務費が1,949万4,000円で前年度対比410万9,000円の減となっておりますが、退職手当等の増減によるものということであり、款3民生費、児童福祉費で9,938万7,000円で、これは職員の給料、手当など、施設の管理費等が計上されております。

次に、第2号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合議会議員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてが上程されました。

内容は、議会議員のほか非常勤の職員等の報酬額を、月額84万6,000円を超えない範囲から年額30万円を超えない範囲で規則で定める額に変更するもので、令和2年4月1日より施行されるものであります。

続きまして、第3号議案は、監査委員選任の同意についてであります。

岐阜市在住の佐橋伸弘氏が全会一致で選任をされました。同氏は64歳の方で、平成27年度に岐阜市役所会計管理者を最後に退職され、現在は岐阜市社会福祉協議会で常務理事などをされておられます。

以上、いずれも原案どおり決定がなされたところであります。

以上で私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） これで行政報告を終わります。

日程第5 南東部開発事業に関する事務調査について

○議長（安藤浩孝君） 日程第5、南東部開発事業に関する事務調査についてを議題とします。

南東部開発事業特別委員長の報告を求めます。

井野勝巳君。

○南東部開発事業特別委員長（井野勝巳君） おはようございます。

それでは、議長の命によりまして、3月10日、6月5日に南東部開発特別委員会を開会をいたしましたので、会議規則第73条の規定により、それぞれ報告をさせていただきます。

3月10日の南東部開発事業につきましては、広域交流拠点エリアについて事業内容の確認を行いました。本事業の目的は、民間活力を利用して「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」の3つのテーマを掲げ、地域性に合わせたにぎわいを生み出す集客性のある施設を集散的に整備し、地域産業の振興、雇用の拡大等、地域の活性化に寄与するとともに、北方町の目指す将来像「つながりで築くまち きたがた」の実現と財政運営に貢献するとしております。

事業者は予定地を賃借し、自らの資金で施設を整備、所有するとともに、維持管理・運営を行い、具体的な施設、機能は、プロポーザルによる事業者選定後に事業者が決定をすることとなっております。

事業については提案条件が付されており、主な条件は、1つ目に、「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」の3つのテーマを融合し、新たな魅力を生み出す集客性のある施設を複合的に導入すること。2つ目に、地域産業の振興、地域の雇用拡大等地域の活性化に寄与できるものであること。3つ目に、住民や広域からの人々が集い、楽しみ、にぎわいのある活力のある場となること。4つ目に、事業予定地が県道関ヶ原線沿いであることを踏まえ、休息所機能（駐車場、トイレ、情報発信機能等）を有すること。5つ目に、天王川沿いの区域、曲路4丁目地内については国土交通省が推進する「かわまちづくり」に準ずるものとし、水辺を生かしながらにぎわいを創出する要素を盛り込んだエリアとすることとしております。6つ目に、高齢者及び障害者等が安全・安心、快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮すること。7つ目に、休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション用に供するための広場及び緑地として、事業予定地敷地面積の10%以上を確保すること。以上が主な提案条件となっております。

本事業に係る歳出は、道路測量業務、道路改良工事、登記手数料、造成工事、土地取得費、補

償費等を含め28億3,370万円を想定しており、そのうち事業者に賃料の前払いとして、全体の78.8%に当たる22億3,370万円を支払っていただく予定であります。なお、広域交流拠点エリアに係る事業費は全て賃料で賄う計画となっております。

また、今後の本事業の具体的なスケジュールについては、令和2年3月に事業提案募集要項等の公表をして、事業提案を5月18日から22日までにかけて受付をした後、5月下旬に事業者選定委員会を開き、事業者の優先権を決定することとしました。8月頃には事業用定期借地権設定契約の締結を行い、県の告示によって9月頃には市街化区域に編入する。その後、開発申請を行い、令和3年2月頃には造成、道路工事を始め、同年12月頃には事業者による施設建設工事を予定しております。そして、令和4年11月頃には広域交流拠点をオープン予定とのことであります。

今後も南東部開発事業については、進展があれば随時議会に報告し、情報を共有していくことを確認いたしました。

次に、6月5日の広域交流拠点エリアに関しまして、内容について報告をいたします。

事業提案募集を行ったところ、1社による事業提案があり、令和2年5月29日に行われた事業者選定委員会において、事業者名、イオンタウン株式会社が優先交渉者として選定されました。

その事業コンセプトは、地域で暮らす人も広域から訪れた人も、誰もが地域の自然や食のよさを体感し、健康づくりやスポーツ、食べることを通じ、交流を楽しみ、つながる新たな活力の場を創出する「ツナグガーデン 北方」とした。その事業内容は、子供から高齢者まで、誰もが元気でアクティブなライフスタイルを謳歌できる健康・福祉を軸とした交流の場と、日常の買物や地元の食が楽しめ、北方の魅力を発見・発信する「農業と人をつなぐ食」を軸とした交流の場を自然の中でにぎわいや交流を育み、多彩なイベントや活動の場となる個性を持った多様な広場による交流の場をつなぎ、新しい発見や出会いの場を創出するとした。

事業効果を踏まえた施設計画の提案では、目的を分棟化した建物を個性を持った多様な広場をつなぎ、天王川や農地と調和した緑あふれる環境で健康づくりや北方の食が楽しめ、多世代が集まり交流が生まれる環境づくりを目指すとし、具体的には、楽しい時間を過ごしながら心と体が健康になる個性を持った多様な広場を配置するとした「多様な広場につながる交流とにぎわいの場づくり」、各建物を広場をつなぎ、にぎわいを感じながら自然と歩きたくなる歩行空間をつくるとした「歩きたくなる歩行空間」、緑が心地よい景観を創出するとともに、新しい施設が地域に根差し、コミュニティーの場になること、緑を育む心が地域の人々に広がることを願う活動とした「植樹活動による沿道緑化」が上げられました。

その方針を反映させた配置計画では、約8万5,000平米の敷地に各販売店、飲食店等があるだけでなく、樹木もたくさん植栽し、サッカーグラウンドをはじめとしたスポーツ施設、バーベキュー広場や温泉施設などを取り入れ、人々が一日楽しめる、これまでに他に類を見ない計画となっております。

心配される渋滞緩和のための道路拡幅など、できる限り事業者と調整しながら、周辺道路や環境の整備をしてもらいたい旨の要望をし、また今後も議会とは十分な連携を取りながら事業を進

めていくという確認をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（安藤浩孝君） 南東部開発特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第2号

○議長（安藤浩孝君） 日程第6、同意第2号 農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号、農業委員委員の任命について同意を求めるについてであります。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を北方町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求めるものであります。

委員の任命についてであります。御提案させていただきました北方町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則のほか、北方町農業委員会委員候補者の推薦、募集、選定等に関する規則に従って、地区や区域、団体からの推薦または公募により自ら意欲を持って応募された方々であります。

今回は定数9名ということで、令和2年2月3日から令和2年4月30日までの約3か月間、推薦及び募集を実施いたしました。その結果、候補者には地域及び団体推薦が8名、一般応募者が1名、計9名の応募、推薦がありました。それぞれ農業に関する見識を有した方であり、職務を適切に行うことができると判断をし、選任をいたしましたのでよろしくお願いをいたします。

それでは、9名の方の氏名、住所、年齢、職業等の略歴を申し上げ、議案書の順で提案をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

1番、神谷孝司氏であります。北方町_____にお住まいで、_____生まれの62歳の方であります。加茂地区農事改良組合長会からの推薦であります。職業は会社員であります。兼業でタマネギ、ジャガイモなど畑3アールの小規模農業を営んでおられます。

2番は大野甲志雄氏であります。お住まいは北方町_____で、_____生まれの70歳の方で、曲路農事改良組合長会からの推薦であります。現在の職業は農業で、米を30アールほど耕作されておられます。

3番は木野村直行氏であります。お住まいは北方町_____で、_____生まれの62歳の方で、柱本地区農事改良組合長会の推薦であります。職業は農業で、水稻を約40

アールと、自家用野菜の作付をしておられます。

4番は高橋正典氏であります。お住まいは北方町_____で、_____生まれの76歳の方で、高屋地区農事改良組合長会よりの推薦であります。職業は無職であります。会社を退職後、10年以上水田など農業に携わっておられたということで、現在は野菜を2アールほど耕作されておられるということでもあります。農業事情には精通されている方であると伺っております。

次に5番、八代修氏であります。北方町_____にお住まいで、_____生まれの72歳の方であります。高屋地区農事改良組合長会からの推薦で、現在の職業は農業であります。水稲28アール、柿20アール、野菜を10アールほど耕作されておられます。

6番は安藤巖氏であります。お住まいは北方町_____、_____生まれの73歳の方で、岐阜農業協同組合からの推薦であります。職業は農業で、水稲5ヘクタール、麦5ヘクタール、柿0.1ヘクタールを耕作されておられます。

7番は鷲見哲夫氏であります。住まいは北方町_____、_____生まれの76歳の方であります。北方町水田担い手協議会の推薦で、職業は農業であります。耕作面積は水稲2.35ヘクタールであります。

8番は柴田武浩氏であります。住まいは北方町_____で、_____生まれ、74歳の方であります。北方町園芸振興会柿部会からの推薦で、職業は農業であります。柿30アール、梨20アール、ほかにブドウ、イチジク、野菜、水稲などを41アールほど耕作しておられます。

9番は田口紀子氏であります。当町では初の女性委員になります。住まいは北方町_____で、_____生まれの57歳の方で、一般応募であります。職業は行政書士と税理士であります。農業委員会等の法律第8条6項において、委員の任命には農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。また、同6項には年齢性別に隔たりがないよう青年、女性の積極的な登用に配慮せよと定められております。このことを鑑み、唯一農業以外の方を選任いたします。また、女性ということもあり、違った角度や中立的な立場から公正に判断していただけると期待し、任命をさせていただいたところであります。

以上、略歴等の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、御賛同が頂けますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 本案については、9名について議会の同意が求められております。

審議は1人ずつ、順次質疑、討論、採決の順で行います。

これより、神谷孝司君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから神谷孝司君について採決します。

神谷孝司君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、神谷孝司君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、大野甲志雄君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから大野甲志雄君について採決します。

大野甲志雄君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、大野甲志雄君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、木野村直行君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから木野村直行君について採決します。

木野村直行君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、木野村直行君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、高橋正典君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから高橋正典君について採決します。

高橋正典君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、高橋正典君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、八代修君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから八代修君について採決します。

八代修君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、八代修君の委員任命については同意す

ることに決定しました。

これより、安藤巖君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから安藤巖君について採決します。

安藤巖君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、安藤巖君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、鷺見哲夫君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから鷺見哲夫君について採決します。

鷺見哲夫君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、鷺見哲夫君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、柴田武浩君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから柴田武浩君について採決します。

柴田武浩君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、柴田武浩君の委員任命については同意することに決定しました。

これより、田口紀子君に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから田口紀子君について採決します。

田口紀子君の委員任命について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、田口紀子君の委員任命については同意することに決定しました。

日程第7 承認第6号から日程第19 議案第31号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第7、承認第6号から日程第19、議案第31号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、順次提出案件について御説明を申し上げます。

まず、承認第6号から承認第14号までは専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症対策事業として要した経費及び関連する条例改正に当たりましては、議会の議決をすべき事件であります。特に緊急を要し、議会を招集するいとまがありませんでしたので、提案をさせていただきました9件の承認案件につきましては、いずれの事件も地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日及び5月7日にて専決処分をいたしましたので、ここに報告し、議会の承認を求めます。

それでは、順次説明をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億5,820万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億2,820万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

主な歳出は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関わる費用でありまして、特別定額給付金事業18億6,373万3,000円、独居高齢者世帯への食料支援サービス事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業などで3,247万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策上水道料金減免事業として上水道費3,344万円、新型コロナウイルス感染症対策下水道料金減免事業として2,656万円などあります。

歳入につきましては、国庫補助金が総務管理費補助金、児童福祉費補助金、幼稚園費補助金合わせて19億5,681万4,000円で、ほかに繰越金138万6,000円であります。

特に緊急を要したため専決処分といたしました。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、下水道料金から5月から12月までの8か月間、1か月当たり550円を減免する事業費として、令和2年度北方町一般会計新型コロナウイルス感染症対策町補助金より2,656万円を繰り入れ、令和2年度北方町下水道事業特別会計予算使用料予定額2億6,310万円から同額の2,656万円を減額するものであります。

特に緊急を要したため、専決処分といたしました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度北方町上水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

承認第7号と同様に、新型コロナウイルス感染症対策で上水道料金から5月から12月までの8

か月間の間、一月当たり550円を減免する事業として、令和2年度北方町一般会計新型コロナウイルス感染症対策町補助金より3,344万円を繰り入れ、令和2年度北方町水道事業収益、既決予定額1億5,690万円から3,344万円を減額するものであります。

特に緊急を要したため、専決処分といたしました。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて。

北方町税条例の一部を改正する条例であります。

令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、固定資産税を軽減する措置において、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長する措置等についてであります。地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月30日に公布されたことにより、専決処分といたしました。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。

北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が減少した被保険者の生計の維持、感染防止の観点から、傷病手当の給付について早急な給付体制を取る必要が生じたため、専決処分といたしました。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて。

北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨に沿い、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置を規定するため、特に緊急を要しましたので専決処分といたしました。

次に、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて。

北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、岐阜県後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月23日に公布され、当該申請書等の受付事務を当町が行う必要が生じたため、専決処分といたしました。

次に、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。

令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,245万7,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

内容については、新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が減少した被保険者の生計の維持、感染防止の観点から、傷病手当金の給付に要する経費が必要となるため、県給付費に傷病手当諸費を追加し、傷病手当金として100万円を予算措置いたしました。

歳入については全額県補助金であります。

特に緊急を要したため、専決処分といたしました。

次に、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度北方町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億5,720万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

内容につきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、1事業者当たり50万円を休業協力金として支給する事業であります。その3分の1が負担金として徴収をされます。商工業振興費、負担金補助及び交付金で2,900万円を増額するものであります。

歳入につきましては、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,306万3,000円、前年度の繰越金593万7,000円をあてがうところであります。

特に緊急を要したため専決処分といたしました。

続きまして、議案第28号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条ずれが生じたため、その是正のため本条例を改正し、制定しようとするものであります。

次に、議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

国民健康保険税を減額するため、納期ごとの分割金額の端数処理や税率及び金額の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第30号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育、保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更や用語の整理など、所要の改正のため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,115万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億7,835万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

また、地方債の変更は第2表地方債補正の内容どおりで、防災対策事業の借入限度額4,140万円から3,410万円に変更をしております。

歳入につきましては、教育費国庫補助金2,034万円、前年度繰越金606万8,000円、雑入204万

2,000円をそれぞれ増額し、防災対策事業債730万円を減額いたします。

歳出では、民生費の社会福祉費で、もとす広域連合介護保険特別会計負担金不足額604万5,000円、消防費では北方町消防団員の退職報償金204万2,000円を増額します。

また、消防施設の用地として購入を予定しておりました曲路地内の土地につきましては、岐阜消防との協議が調わず、移転場所については一旦白紙といたしましたので、予定額1,860万円を減額いたします。

また、災害対策費では避難所としても使用する南小学校の運動場拡張用地の購入費4,667万円を予定しておりましたが、うち一筆につきましては借り上げることとなりましたので、726万9,000円を減額いたします。よって、当該土地の借上料42万6,000円を使用料及び賃借料にて増額補正をさせていただきます。

ほかには、教育総務費で小学校1年生から4年生までの694台分のタブレット購入費など、GIGAスクール関係費用として3,848万8,000円を計上いたしました。

以上、慎重に御審議を頂きまして、適切な御決定が頂けますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長（安藤浩孝君） お諮りします。議案調査のため、明日6月9日から10日までの2日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月9日から10日までの2日間を休会とすることとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は11日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時36分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年6月8日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 石 井 伸 弘

署 名 議 員 神 谷 巧